

京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例施行規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第154号

京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例施行規則

(多数の犬等の飼養等に係る届出を要しない者)

第1条 京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例(以下「条例」という。)第7条第1項各号列記以外の部分に規定する別に定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校を設置する者
- (3) 化製場等に関する法律第9条第1項の規定による許可を受けた者
- (4) 獣医療法第2条第2項に規定する診療施設を開設した者
- (5) 身体障害者補助犬法第15条第1項の規定による指定を受けた法人
- (6) 試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するために犬又は猫を飼養し、又は保管している者

(多数飼養等届等)

第2条 条例第7条第1項の規定による届出は、多数飼養等届(第1号様式)により行うものとする。

2 条例第7条第2項の規定による届出は、多数飼養等変更届(第2号様式)により行うものとする。

(身分証明書)

第3条 条例第12条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、第3号様式とする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

第1号様式 (第2条関係)

多数飼養等届

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所 (法人にあっては, 主たる事務所の所在地)	届出者の氏名 (法人にあっては, 名称及び代表者名。記名押印又は署名) 電話 -

京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例第7条第1項の規定により届け出ます。

犬又は猫を飼養し, 又は保管する場所の所在地	
飼養し, 又は保管する犬又は猫の数	<input type="checkbox"/> 犬 頭 <input type="checkbox"/> 猫 頭

注 該当する口には, レ印を記入してください。

第2号様式 (第2条関係)

多数飼養等変更届

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所 (法人にあっては, 主たる事務所の所在地)	届出者の氏名 (法人にあっては, 名称及び代表者名。記名押印又は署名) 電話 -

京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例第7条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	変更のあった事項	
	変 更 前	
	変 更 後	

第3号様式 (第3条関係)

第 号	
身 分 証 明 書	
所 属	
職 名	
氏 名	
	年 月 日生
上記の者は、京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例第12条第1項の規定により立入調査又は質問を行う職員であることを証明します。	
年 月 日	
京都市長	印

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)